

●申告と納税

申告

- 3月15日までに前年中の所得を県税事務所に申告しなければなりません。
 - 〔・所得税の確定申告書を税務署に提出した人
・県民税・市町村民税の申告書を市役所または町村役場に提出した人〕は、個人の事業税の申告書を提出する必要はありません。ただし、年の途中で事業をやめた人は、やめた日から1ヶ月以内(死亡により事業をやめたときは4ヶ月以内)に県税事務所に申告することになっています。
 - 新たに事業をはじめた人は、翌月の10日までに開業届を県税事務所に提出することになっています。

納税

- 県税事務所が送付する納税通知書により、8月31日まで(第1期分)、11月30日まで(第2期分)の2回に分けて(年税額が1万円以下の場合は、8月31日までに全額)納めることになっています。

●控除の種類

種 類	内 容
専従者控除	事業主と生計を一にする15歳以上の親族が、専らその事業に従事するときは、次の金額が必要経費となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・青色事業専従者・・・支払給与額 ・白色事業専従者・・・事業専従者1人について次のいずれか低い方の金額 <ul style="list-style-type: none"> (1)50万円(配偶者である事業専従者は86万円) (2)事業専従者控除前の所得金額÷(事業専従者数+1)
各種の控除	・損失の繰越控除(青色申告者のみ) 事業所得の損失は、その損失が生じた翌年から3年間にわたって控除できます。
	・被災事業用資産の損失の繰越控除 震災・風水害・火災などの災害により事業用資産に被害を受けた場合には、その損失が生じた翌年から3年間にわたって控除できます。
	・事業用資産の譲渡損失の控除 事業に使っていた機械・工具・車両などを譲渡したために生じた損失額についても控除できます。
	・事業用資産の譲渡損失の繰越控除(青色申告者のみ) 事業に使っていた機械・工具・車両などを譲渡したために生じた損失額について、損失が生じた翌年から3年間にわたって控除できます。
事業主控除	290万円 (事業期間が1年に満たない場合は月割額とし、月割額で千円未満の端数があるときは千円未満を切り上げる。)

個人事業税の納税には便利な口座振替制度があります。
 (詳しくは、47ページを参照してください。)

法人の事業税

●納める人

- 事業を行っている法人で、県内に事務所または事業所のあるもの
- 法人ではない社団または財団で、代表者または管理者の定めがあり、かつ、収益事業を行っているもの
- 法人課税信託の引受を行うもの

●納める額

法人の種別		所得等の区分		税率				
				平成20年10月1日以後平成26年9月30日までに開始する事業年度	平成26年10月1日以後平成27年3月31日までに開始する事業年度	平成27年4月1日以後平成28年3月31日までに開始する事業年度	平成28年4月1日以後平成31年9月30日までに開始する事業年度	
所得・清算所得を課税標準とする法人	普通法人等	所得割	軽減適用税率人	年400万円以下の所得	2.7%	3.4%	3.4%	3.4%
			軽減適用税率人	年400万円を超え年800万円以下の所得	4.0%	5.1%	5.1%	5.1%
			軽減適用税率人	年800万円を超える所得及び清算所得(※2)	5.3%	6.7%	6.7%	6.7%
			軽減税率不適用法人(※3)の所得及び清算所得(※2)	5.3%	6.7%	6.7%	6.7%	
特別法人(※1)	所得割	軽減適用税率人	年400万円以下の所得	2.7%	3.4%	3.4%	3.4%	
		軽減適用税率人	年400万円を超える所得及び清算所得(※2)	3.6%	4.6%	4.6%	4.6%	
		軽減税率不適用法人(※3)の所得及び清算所得(※2)	3.6%	4.6%	4.6%	4.6%		
収入金額を課税標準とする法人	電気・ガス供給業、保険業を行う法人	収入割		0.7%	0.9%	0.9%	0.9%	
外形標準課税法人	資本金の額(又は出資金の額)が1億円を超える法人(公益法人、特別法人、人格のない社団等、投資法人及び特定目的会社を除く。)	所得割	軽減適用税率人	年400万円以下の所得	1.5%	2.2%	1.6%	0.3%
			軽減適用税率人	年400万円を超え年800万円以下の所得	2.2%	3.2%	2.3%	0.5%
			軽減適用税率人	年800万円を超える所得及び清算所得(※2)	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%
			軽減税率不適用法人(※3)の所得及び清算所得(※2)	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%	
		付加価値割(※4)	0.48%	0.48%	0.72%	1.2%		
資本割(※5)	0.2%	0.2%	0.3%	0.5%				

(注) 特別法人のうち、特定の協同組合等の年10億円超の所得に係る税率は、平成20年9月30日以前に開始した事業年度が7.9%、平成20年10月1日以後平成26年9月30日までに開始する事業年度が4.3%、平成26年10月1日以後に開始する事業年度が5.5%となります。

(※1) 医療法人、協同組合などの法人。

(※2) 平成22年10月1日以後に解散した法人については、清算所得課税を廃止し、通常の所得課税となります。

(※3) 資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、かつ3県以上の都道府県に事務所等を有する法人。

(※4) 付加価値割の課税標準額 = (報酬給与額) + (純支払利子) + (純支払賃借料) ± (単年度損益)

※報酬給与額が収益配分額(報酬給与額 + 純支払利子 + 純支払賃借料)の70%を超える場合には、当該超える額を収益配分額から控除します。

(※5) 資本割の課税標準額 = 「資本金等の額」(平成27年4月1日以後開始する事業年度の「資本金等の額」については、法人の県民税均等割の税率区分となる「資本金等の額」と同じ)

一定の持株会社については、資本金等の額から、当該資本金等の額に総資産に占める子会社株式の帳簿価額の割合を乗じて得た金額を控除します。また、資本金等の額は、下表の「資本金等の額」の区分に応じ、それぞれ各欄の算入率を乗じて得た額の合計額となります。

資本金等の額	算入率
1千億円以下の部分	100%
1千億円超、5千億円以下の部分	50%
5千億円超、1兆円以下の部分	25%
1兆円超の部分	0%

【計算例】

・資本金等の額が7千億円の場合
 <1千億円以下の部分> 1千億円 × 100% = 1,000億円
 <1千億円超、5千億円以下の部分> 4千億円 × 50% = 2,000億円
 <5千億円超、1兆円以下の部分> 2千億円 × 25% = 500億円
 合計 3,500億円

●申告と納税

法人の県民税と同じ時期に、申告と同時に納めることになっています。2以上の都道府県に事務所または事業所を持っている法人は、所得金額または収入金額を次の基準により各都道府県ごとに分けて申告しなければなりません。(申告と納税の時期については、法人の県民税「申告と納税」を参照して下さい。(ただし、外形標準課税法人の場合は、法人の県民税の中間申告の義務がない法人であっても、事業税の中間申告義務は発生します。))

※会計監査人の監査を要する等のため期末から2ヶ月以内に決算が確定しない常況にある法人は、主たる事務所所在地の都道府県知事の承認を受けて期限を1ヶ月(連結法人は2ヶ月)から最長4ヶ月延長して申告納付することができます。

●分割基準

2以上の都道府県に事務所または事業所を設けて事業を行う法人は、下記の分割基準により関係都道府県ごとに課税標準額の総額を分割し、その分割した額を課税標準として事業税を算出します。

事業	分割基準
非製造業	課税標準の1/2:事務所等の数 課税標準の1/2:従業者数
製造業	事務所等の従業者数(資本金等の額が1億円以上の法人:工場の従業者数を1.5倍)
電気供給業	課税標準の3/4:事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1/4:事務所等の固定資産の価額 (注)平成29年3月31日以後終了事業年度については別表を参照
ガス供給業、倉庫業	事務所等の固定資産の価額
鉄道事業、軌道事業	事務所等が所在する道府県の軌道延長キロメートル数

(別表1)電気供給業の分割基準

事業	分割基準	
小売電気事業	課税標準額の1/2…事務所数で按分 課税標準額の1/2…従業者数で按分	イ
一般送配電事業	【事業所等が所在するいずれかの県において、発電所の発電用電気工作物と電氣的に接続している電線路がある場合】 ・課税標準額の3/4…事業所等が所在する県において、発電所の発電用電気工作物と電氣的に接続している電線路(総務省令で定める要件に該当するものに限る)の電力容量(kw)で按分	ロ
送電事業	・課税標準額の1/4…事業所の固定資産の価額で按分	
特定送配電事業	【事業所等が所在するいずれの県においても、発電所の発電用電気工作物と電氣的に接続している電線路がない場合】 ・課税標準額の総額…事業所の固定資産の価額で按分	ハ
発電事業	【事業所の固定資産で発電所の用に供するものがある場合】 ・課税標準額の3/4…事業所の固定資産で発電所の用に供するものの価額で按分 ・課税標準額の1/4…事業所の固定資産の価額で按分 【事業所の固定資産で発電所の用に供するものがない場合】 ・課税標準額の総額…事業所の固定資産の価額で按分	

※平成29年3月31日以後終了事業年度から適用

(別表2)複数の電気供給業を併せて行う場合の分割基準

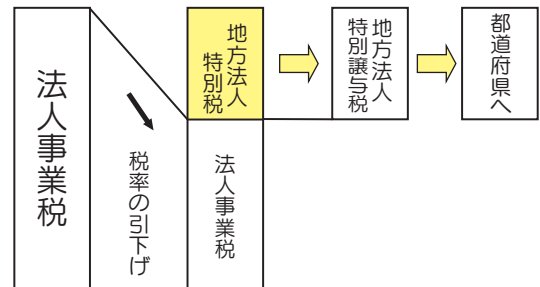
事業		分割基準
①	一般送配電事業又は送電事業と、一般送配電事業、送電事業及び発電事業(小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限定)以外の事業を併せて行う場合	別表1の口と同じ
②	発電事業と、発電事業以外の事業を併せて行う場合(①以外の場合)	別表1のハと同じ
③	①、②以外の場合	電気供給業のうち、主たる事業の分割基準

※平成29年3月31日以後終了事業年度から適用

地方法人特別税

●税の仕組み

平成20年度税制改正により、地域間の税源偏在を是正するための暫定措置として、法人事業税の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に譲与することとなりました。



●納める人

法人事業税(所得割又は収入割)の納税義務者

●納める額

法人事業税額(標準税率により計算した所得割額又は収入割額) × 税率
(税率)

課税標準	法人の種類	税率			
		平成20年10月1日以後平成26年9月30日までに開始する事業年度	平成26年10月1日以後平成27年3月31日までに開始する事業年度	平成27年4月1日以後平成28年3月31日までに開始する事業年度	平成28年4月1日以後平成31年9月30日までに開始する事業年度
法人事業税所得割額	外形標準課税法人以外の法人	81%	43.2%	43.2%	43.2%
	外形標準課税法人	148%	67.4%	93.5%	414.2%
法人事業税収入割額	-	81%	43.2%	43.2%	43.2%

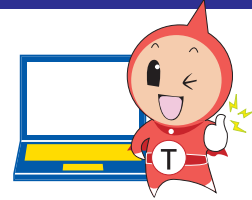
●申告と納税

地方法人特別税は、国税ですが、法人事業税と一緒に、都道府県に対し申告納付を行います。

法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の電子申告・申請・届出サービス



をご利用ください！



福岡県では、インターネットによる法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の電子申告・申請・届出の受付を行っております。

◆ 福岡県でご利用いただける手続

電 子 申 告	電 子 申 請 ・ 届 出
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 予定申告 ◆ 中間申告 ◆ 確定申告 ◆ 修正申告 ◆ 均等割申告 など 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 法人設立（設置）届 ◆ 異動届 ◆ 異動届（連結納税承認等） ◆ 申告書の提出期限の延長の処分等の届出・承認申請 ◆ 申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出

手 続 の 流 れ

電子申告の手続

電子申請・届出の手続

eLTAX ホームページで、利用者IDを取得します。

- ※ 電子申請・届出のみのご利用の場合、利用者IDを取得しなくても利用できます。
- ※ すでに利用者IDをお持ちの場合は、新たに取得しなくても利用できます。

ピーシーデスク
PCdesk（無料）またはeLTAX対応
ソフトウェアを入手します。

eLTAXホームページ 電子申請・届出から作成
する申請・届出書及び提出先を選択します。

利用者情報を入力・確認します。

申告・申請・届出データを作成します。

電子証明書を使用し、電子署名を添付します。
※ 税理士に申告書の作成・送信を依頼している
納税者の場合、納税者の電子署名は不要です。

電子証明書を使用し、電子署名を添付します。
※ 税理士に電子申請・届出の作成・送信を依頼して
いる納税者の場合、納税者の利用者IDがあれば、
納税者の電子署名は不要です。

申告・申請・届出データを送信します。

お問い合わせ

- 一般社団法人地方税電子化協議会
ホームページ <http://www.eltax.jp/>
電 話 0570-081459
(全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。)
上記番号でつながらない場合: 03-5500-7010

国税電子申告・納税システム (e-TAX) について

所得税や法人税等の国税についても、インターネットを利用して申告や納税など様々な手続きができます。詳しくはe-TAXホームページをご覧ください。

- 福岡県 各県税事務所



地方消費税

地方消費税は、国の消費税と同様に、広く消費に負担を求めるもので、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため創設され、平成9年4月1日から施行されました。

●納める人

国内取引…商品やサービスの提供を行った事業者
輸入取引…輸入貨物を保税地域から引き取る人

「保税地域」とは、輸入手続きが済んでいない貨物を一時保管できる場所のことをいい、県内では門司港、博多港などにあります。

地方消費税は、消費税(国税)と同様に、国内での商品の販売、サービスの提供および輸入される貨物に対して課税されます。

●納める額

消費税額の63分の17です。これを消費税率に換算すると、
消費税額(国税)6.3%×税率63分の17=地方消費税額1.7%となります。

●申告と納税

国内取引(譲渡割):商品の販売やサービスの提供を行った事業者(個人・法人)が、消費税とあわせて税務署に申告納付します。
輸入取引(貨物割):輸入貨物を保税地域から引き取る人が、消費税とあわせて税関に申告納付します。

●都道府県間の清算

地方消費税は、商品の販売やサービスの提供などの取引が最終的に行われた都道府県の収入となるよう、都道府県間で清算します。

●市町村への交付

県は、地方消費税収入(清算後)の2分の1相当額を県内の市町村に交付します。

●消費税率等の引上げについて

平成26年4月1日から、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」により、地方消費税率が引き上げられることとなりました。

区分		適用開始日	平成9年4月1日	平成26年4月1日	平成31年10月1日	
地方消費税率 (消費税率換算)			1% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)	標準税率	軽減税率
					2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)
参 考	消費税率		4%	6.3%	7.8%	6.24%
	合計		5%	8%	10%	8%

(本表は平成29年4月現在の法令に基づくものです。)

●軽減税率制度について

平成28年度税制改正において、平成31年10月に予定されている消費税等の税率引上げに伴う低所得者対策として、軽減税率制度が導入されます。詳しくは以下にお尋ねください。

- ・軽減税率制度の内容に関する相談(国税庁)
最寄り(又は所轄)の税務署(専用コールセンター)
※音声ガイダンスに沿って「3」を選択
(受付時間) 8:30～17:00(土・日・祝除く)
※税務署の電話番号等につきましては、55ページを参照してください。
- ・レジ導入・システム改修等の支援に関する相談(軽減税率対策補助金事務局)
軽減税率対策補助金事務局コールセンター
0570-081-222(ナビダイヤル) 03-6627-1317(IP電話用)
(受付時間) 9:00～17:00(土・日・祝除く)
- ・消費税の転嫁等に関する相談や消費税制度に関する一般的なお問合わせ
消費税価格転嫁等総合相談センター
0570-200-123(ナビダイヤル)
(受付時間) 9:00～17:00(土・日・祝除く)